

様式例（法第10条第1項関係）

令和4年度事業計画書
令和4年月1日から令和5年3月31日まで

NPO法人さんふれえいず

1 事業実施の方針

前年度新型コロナウイルス感染症の流行により、予定していた事業ができなかったが、今年度より事業を開始していく。

☆福祉事業への取り組み

- ①高齢者・・・ 福祉施設での音楽会・地域によるサロンの実施
- ②子ども・・・ 子ども食堂の実施・音楽を通じた支援活動
- ③障がい者・・・ 就労支援施設の運営

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
ふれあい事業及び地域交流推進事業	・高齢者福祉施設での音楽会(月2回 計22回)	4月～	施設	2人	20名/回	200
ふれあい事業及び地域交流推進事業	・高齢者向け地域サロンを実施	6月～	地区	2人	10名*回	100
生活困窮者等の支援に関する事業	・こども食堂の実施	6月～	地区	2人	毎月第4火曜日(計9回)	70
障がいのある人に関する就労支援事業	・就労支援B型事業所の開設	1月～	事業所	4人	20人	6,000

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者の 予定人数	事業費の 予算額 (千円)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 3 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 4 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 5 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 6 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び事業費の予算額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、設立当初の事業年度及び翌事業年度に実施予定がなくても「予定なし」の旨を記載する。
- 7 2部作成する。

様式例（法第10条第1項関係）

令和4年度 活動予算書

（令和4年 4月 1日から令和5年 3月31日まで）

NPO法人さんぶれえいず

科 目	金 額 （単位：円）		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	10,000		
賛助会員受取会費			
.....		10,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
.....		0	
3 受取助成金等			
受取助成金	409,000		
.....		409,000	
4 事業収益			
就労継続支援事業収益	6,000,000		
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
.....		6,000,000	
経常収益計			6,419,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	2,250,000		
法定福利費	450,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	2,700,000		
(2) その他経費			
会議費	30,000		
旅費交通費	30,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....			
その他経費計	60,000		
事業費計		2,760,000	

2	管理費			
	(1) 人件費			
	役員報酬	600,000		
	給料手当	2,830,000		
	法定福利費	0		
	退職給付費用	0		
	福利厚生費	0		
			
	人件費計	3,430,000		
	(2) その他経費			
	会議費	30,000		
	旅費交通費	30,000		
	施設等評価費用			
	減価償却費			
	支払利息			
			
	その他経費計	60,000		
	管理費計		3,490,000	
	経常費用計			6,250,000
	当期経常増減額			169,000
III	経常外収益			
	1 固定資産売却益			
			
	経常外収益計			0
IV	経常外費用			
	1 過年度損益修正損			
			
	経常外費用計			0
	当期正味財産増減額			169,000
	前期繰越正味財産額			
	次期繰越正味財産額			169,000

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 3 設立時の資金がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 4 事業費及び管理費は、それぞれ人件費及びその他経費に区分したうえで、形態別に表示する。
- 5 特に、経常費用の規模（事業費＋管理費）でみた特定非営利活動に係る事業の割合、経常費用額に占める管理費の割合等は、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、営利を目的としないものであることという法定要件への適合性の判断材料となる。
- 6 2部作成する。